

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：公害対策費

事業名 環境騒音監視測定事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 大気環境係 電話番号：058-272-1111(内 2832)

E-mail：c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,345 千円 (前年度予算額：3,009 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,009	0	0	0	0	0	0	0	3,009
要求額	2,345	0	0	0	0	0	0	0	2,345
決定額	2,345	0	0	0	0	0	0	0	2,345

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- 昭和 43 年に騒音規制法が制定される。
- 県は、昭和 44 年に岐阜市を騒音規制地域に指定し、以後順次拡大。昭和 49 年に全市町村を規制地域に指定。以後、概ね 5 年毎に規制地域の見直しを行っている。
- 平成 5 年に環境基本法 (以下、「法」という。) が制定され、「騒音に係る環境基準」、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」、「航空機騒音に係る環境基準」が定められている。

※環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準 (法第 16 条)

- 令和元年度の環境基準の達成率は、新幹線騒音が 60.0%、航空機騒音が 50.0%である。また、県内の道路に面する地域の環境基準の達成率は 93.7%であり、今後も対策を行う必要がある。
- 平成 26 年 10 月にリニア中央新幹線 (品川 - 名古屋間) の工事実施計画が認可されたことから、平成 30 年 4 月 1 日に、法第 16 条第 2 項の規定により当該列車が地上を走行する地域について、騒音に係る環境基準の地域類

型の指定を行った。

(2) 事業内容

新幹線等の騒音に関する環境基準について、達成状況を把握するために以下の測定等を行う。

1 新幹線鉄道騒音調査等

東海道新幹線沿線 2 市 3 町（大垣市、羽島市、垂井町、安八町、関ヶ原町の各 2 地点）の 10 地点において、年 1 回の騒音測定を行う。

2 航空機騒音調査

航空自衛隊岐阜基地周辺（岐南町、笠松町の各 1 地点）の 2 地点において、年 2 回の騒音測定を行う。

3 自動車騒音常時監視

自動車騒音に関する環境基準について、達成状況を把握するために以下の測定を行う。

- ・ 面的評価のために必要な実測データ、個別建物の情報、道路に関する情報を調査する。
- ・ 県内道路 1 路線（岐阜垂井線（安八町内））において騒音を測定し、面的評価を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	93	連絡調整費及び環境省研修旅費
需用費	13	自動車用燃料費及び騒音調査消耗機材費
役務費	26	振動検定手数料
委託料	2,213	航空機及び自動車の騒音に係る調査業務委託料
合計	2,345	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

1 新幹線鉄道騒音調査等

- ・ 令和元年度末時点で、新幹線鉄道騒音については 31 都道府県において類型の指定が行われている。
- ・ 平成 18 年 5 月に環境省が「新幹線鉄道騒音に係る当面の 75 デシベル対策」を関係行政機関に要請している。東海道新幹線については、平成 28 年度に対策実施区間の中から沿線自治体 13 県 6 市が計 102 測定地点の騒音測定を行い、東北新幹線の 3 地点、山陽新幹線の 1 地点で 75db を超過したが、他の測定地点では 75 デシベル以下となっている。
- ・ リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の地域類型の指定については、平成 30 年 8 月末までに、当県以外のリニア中央新幹線の地上走行部の沿線 3 県のうち 2 県において、地域類型指定の当てはめ方針を示した。
(当県は平成 30 年 4 月 1 日に類型指定)

2 航空機騒音調査

- ・ 平成 29 年度末までに、航空機騒音については 34 都道府県において類型の指定が行われている。
- ・ 航空機騒音に係る環境基準の達成状況は、長期的に改善の傾向にあり、平成 29 年度においては測定地点の 80.5% の地点で達成している。

3 自動車騒音常時監視

- ・ 平成 30 年度は、全国 844 の地方公共団体が事務を実施している。延長 65,479km の道路に面する地域について、8,916 千戸の住居等を対象に評価を実施している。全国の環境基準達成率は、94.3%。

(2) 後年度の財政負担

- ・ 道路交通センサスは 5 年毎に更新されるため、最新データに基づき評価区間を随時見直していく必要がある。
- ・ 過去 5 年間に騒音を測定した路線については、沿道状況、道路構造等の変化の有無を確認し、変化があった場合は次年度以降に再評価を行う必要がある。

事業評価調書

新規要求事業
 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

騒音規制法に基づく規制基準の遵守状況の把握と自動車騒音の状況を常時監視することにより、森・川・海をつなぐ清流とふるさとの自然を守る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
環境基準の達成率 (航空機騒音定点観測調査)		60.0% (H29)	40.0% (H30)	50.0% (R1)	100% (R3)	50.0%
(新幹線鉄道騒音調査)		50.0% (H29)	70.0% (H30)	60.0% (R1)	100% (R3)	60.0%
(自動車騒音面的評価)	94.0% (H17)	93.7% (H29)	93.7% (H30)	93.7% (H30)	100% (R3)	93.7%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

- (1) 新幹線鉄道騒音の環境基準達成状況を把握するとともに、東海ブロック騒音・振動・悪臭連絡協議会を通じたJR東海への新幹線鉄道騒音対策に関する要望を行った。
- (2) 航空機騒音の環境基準達成状況を把握するとともに、航空自衛隊岐阜基地への航空機騒音対策の推進についての申し入れを行った。
- (3) 岐阜稲沢線の1路線の騒音測定を行った。

(前年度の成果)

- (1) 環境基準の達成率は、新幹線鉄道騒音、航空機騒音ともに低い状況にあることから、引き続き各環境基準の達成状況の把握及び関係機関への対策の申し入れを行っていく必要がある。
- (2) 道路に面する地域における環境基準の達成状況を把握した。これら沿線における騒音防止に向けた施策の実施を積極的に推進する。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	環境基本法に基づく環境基準の達成状況の把握が、生活環境の保全の確保につながるため、事業の必要性が高い。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	航空機騒音の環境基準達成率は平成 26 年度と比較して改善傾向である。また、道路に面する地域における騒音について、環境基準の達成状況は例年 90% 台であり、概ね期待通りの効果が得られている。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	航空機騒音測定業務及び自動車騒音常時監視の外部委託先を一本化することによって、事業の効率化を図っている。

(今後の課題)

<p>新幹線鉄道騒音及び航空機騒音の環境基準達成率は低いため、引き続き関係機関へ対策の申し入れを行っていく必要がある。</p> <p>自動車騒音常時監視は、一度評価を行った区間については毎年、大規模な沿道状況の変化、大規模な道路構造の変化等について確認が必要である。</p> <p>道路交通センサスは 5 年毎に更新されるため、最新データに基づき評価区間を随時見直していく。</p>	
---	--

(次年度の方向性)

<p>環境基準の達成率は、新幹線鉄道騒音、航空機騒音ともに低い状況にあることから、引き続き各環境基準の達成状況の把握及び関係機関へ対策の申し入れを行っていく必要がある。</p> <p>沿道状況に変化があった区間は、当該年度では評価せず、次年度以降に騒音を実測し、再評価する。また、過去に評価を実施した区間については原則 5 年以内に、沿道状況が変わらない場合は 10 年を超えない範囲で再評価を行う必要がある。</p>	
---	--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	